

毎週火、金曜日発行（但休日欠けるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県家畜市場条例を廃止する条例
- ◇ 規則 鳥取県家畜市場条例施行規則を廃止する規則
- ◇ 訓令 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇ 告示 鳥取県運転手等被服貸与規程
- 私立各種学校の設置認可
- 学校法人の寄附行為認可
- 公有水面埋立の免許
- 卸売販売業者の登録
- 保険医の指定
- 保険薬剤師の指定取消
- 保険医等の異動
- 定期種牲畜検査の実施
- 私立各種学校の設置認可
- 公有水面埋立認可
- 市町村職員共済組合組合会の招集

◇ 雑報

条 例

鳥取県家畜市場条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十二年四月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十八号

鳥取県家畜市場条例を廃止する条例

鳥取県家畜市場条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第七号）は廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県家畜市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十二年四月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十八号

鳥取県家畜市場条例施行規則を廃止する規則
鳥取県家畜市場条例施行規則（昭和二十四年三月鳥取県規則第十三号）は廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年四月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改める。

別表 第一中 二の二十の次に次のように加える。

(二十一) 建設業者登録証明手数料条例に基く手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第四号

庁 中 一 般

鳥取県運転手等被服貸与規程を次のように定める。

昭和三十二年四月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県運転手等被服貸与規程

(目的)

第一条 この規程は、運転手、交換手、小使、清掃夫及び構内電話維持管理に従事する職員に対する被服の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(被貸与者及び貸与品)

第二条 被服の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）及び貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類、貸与期間等については別表のとおりとする。

(貸与品の取扱)

第三条 被貸与者は、職務に従事するときは貸与品を着用しなければならない。

2 被貸与者は、貸与品を改変しようとするときは、所属長の承認を受けなければならない。

3 貸与期間中の貸与品の修理費、せんたく費、その他貸与品の維持に要する費用は、被貸与者の負担とする。

(貸与品の亡失又はき損)

第四条 被貸与者は、貸与品を亡失又はき損したときは、貸与品相当額を弁償しなければならない。但し公務に基き、又は避けがたい事由による場合はこの限りでない。

(貸与品の返納)

第五条 貸与品は、被貸与者が退職又は転職若しくは死亡したときは、一週間以内に返納しなければならない。

(貸与品の貸与期間の延長)

第六条 貸与期間を経過した貸与品について、その損耗

程度を検討し、新たに貸与品を貸与する必要がないと認めるときは、なおその使用にたえる限度において貸与期間を延長することができる。

(返納貸与品の再貸与)

第七条 貸与期間を経過した貸与品で、せんたく時の代替品として使用にたえるものは、貸与品の適切な保存上新らたに貸与されたものとあわせて貸与することができる。

(貸与品の有償払下)

第八条 貸与期間を校過した貸与品で使用不能となつたものについては、被貸与者の希望により適正な価格で有償払下することができる。

(施行規程)

第九条 この規定に定めるほか、貸与品について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し昭和三十一年九月十日から適用する。

別表

被貸与者	貸与品	貸与期間	着用期間	摘	要
運転手 交換手 小使夫 清掃夫 構内電話維持管理に從事する職員	運転服 交換服 作業服	三箇年 " " 二箇年	九月九日より 六月十日まで " " " "		乗用車の運転を継続している者に限る。 着用期間は気候の状況で変更できる。 着用期間は気候の状況で変更できる。
" "	" "	" "	" "		" "
" "	" "	" "	" "		" "

告示

鳥取県告示第百六十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第二十二條第五項の規定に基き次の者に対し四月一日をもつて小売販売業者甲の業者登録をした。

昭和三十三年四月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 氏名 名称 住所 営業所の所在地 事業区域

三八五 下田 一清 米里農業協同組合 鳥取市久末八九の二 住所に同じ 鳥取市第三

三八六 西尾 直寿 河原米穀小売企業組合 八頭郡河原町河原六二の二 八頭郡河原町山 河原町第五手四五三

鳥取県告示第百六十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三條において準用する同法第四條の規定により、私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十三年四月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

設置することを認可した各種学校

名称 所在地 設置者 認可年月日

鳥取商業専門学校 鳥取市立川町三丁目 上坂秀勝 昭和三十三年四月一日

鳥取県告示第百六十三号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四條の規定により鳥取市東町二百十三番地学校法人鳥取経理学園の寄附行為は、昭和三十三年四月一日付で認可した。

昭和三十三年四月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百六十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十三年四月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 埋立の場所 気高郡青谷町大字桑原字堂前五一番地先
- 二 埋立の面積 水路敷 一一坪
- 三 埋立工事着手の期限 昭和三十三年四月十三日
- 四 埋立工事のしゅん工期限 工事に着手の日から三か月以内
- 五 埋立の目的 耕地造成
- 六 埋立の免許を受けた者 気高郡青谷町桑原四八 中林 雄平

鳥取県告示第百六十五号
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第二十一条の規定に基き、次の者に対し、四月一日卸売販売業者の登録をした。
 昭和三十二年四月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂
 登録番号 氏名 名称 住所 営業所在地
 八 近池利勝 鳥取県中央農業協同組合連合会 倉吉市上井三二〇の一 住所に同じ

鳥取県告示第百六十六号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十二条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。
 昭和三十二年四月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	診療科目	名	称	所	在	地	指定年月日
矢吹 寿彦	外科	日野郡農業協同組合連合会	日野病院	日野郡根雨町字根雨			昭和三十二年二月十二日
大石 恒善	小児科	大石小児科医院	倉吉市	新町一丁目二、四二〇ノ二			二月 六日
井田 亨	産婦人科	井田産婦人科医院	米子市	東町五二			二月 一日
北岡 義尊	内科、外科、皮膚泌尿科	北岡病院	倉吉市	明治町一、〇三一ノ五			一月二十四日
今井 忠治	歯科	岡本歯科医院	米子市	加茂町一丁目三六			三十二年十一月二十日

鳥取県告示第百六十七号
 健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第百三十二号）第七条の規定により次のように保険薬剤師の指定を取り消した。
 昭和三十二年四月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂
 氏名 名称 所在地 取消事由 取消年月日
 北岡 信親 北岡病院 倉吉市明治町一、〇三一ノ五 死亡 昭三二、一、二五

鳥取県告示第百六十八号
 健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第百三十二号）第五条の規定によつて次のように異動の届出があつた。
 昭和三十二年四月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	診療科目	名	称	所	在	地	異動事由	異動年月日
大西吉重郎	歯科	小坂歯科医院	米子市	大篠津一、二二八			鳥根県に転出	昭三二、一、二、五
海賀 善延		海賀歯科診療所	西伯郡	大山町字国信			京都府に転出	二、三、一、二

鳥取県告示第百六十九号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条の規定による定期種牡畜（豚）検査を次の日程により実施する。

昭和三十三年四月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

検査日程

検査日	検査時刻	検査場所
四月二十四日	午前十時	大山口家畜市場
"	午後一時	米子 "
"	二十五日 午前十一時	余子 "
"	午後二時	米子市富益検査場
"	二十六日 午前九時	浜村家畜市場
"	午後一時	鳥取 "
"	二十七日 午前十時	倉吉 "

鳥取県告示第百七十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条

において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十三年四月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

設置することを認可した各種学校

名称	所在地	設置者	認可年月日
鳥取編物学院	鳥取市西町八番地	田中正昭	昭和三十三年四月四日

鳥取県告示第百七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定により、昭和三十三年四月八日公有水面埋立の追認をした。

昭和三十三年四月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

埋立追認の場所

気高郡青谷町大字奥崎字下前田五二番地先ならびに同町大字蔵内字立岩八三番地先旧日置川

雑報

鳥取県市町村職員共済組合第二回組合会を次のとおり召集する。

昭和三十三年四月九日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 野坂寛治

一期日 昭和三十三年四月十三日 午前十時

一 場所 倉吉市上井町

鳥取県中央農業協同組合連合会

一 附議事件

- 1 昭和三十三年度事業計画書について
- 2 組合規約の一部改正について
- 3 その他

地方公務員各位の必携宝典

最新版 自治行政六法

定價 二八〇円 ポケット版 本文インデアン紙 一〇七四頁

本書の特色

- 一、読み易いこと。各条ごとに見出し注記、項数番号を附した。
- 一、携帯に便宜を図つた。
- 一、価格が極めて安い。類似の自治小六法より四十円安い。
- 一、毎年改訂版を発行する。
- 一、追録の無料サービス。重要法令の改正の場合追録無料進呈。
- 一、登載件数が類似の自治小六法より十数件多い。

東京・虎の門

第一法規出版株式会社

中国営業所 広島市上柳町二二三

お申込は具総務課
法制係にお寄せ下
さい

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可、発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取